

(発行所)  
全国港湾労働組合連合会  
〒144-0052 東京都大田区蒲田5-10-2  
日港福会館1F  
電話：03-3733-2561  
FAX：03-3733-2627  
発行人：玉田雅也  
定価：30円(組合費を含む)

(毎月1回15日発行・平成7年8月18日)  
第三種郵便物認可  
2024年1月15日 第370号

# 全国港湾

NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN  
(ZENKOKU-KOWAN)



E-Mail: nfduj@zenkoku-kowan.jp



謹賀新年

## 2024年 輝ける港湾労働者を目標ぞう！



中央執行委員長

真島勝重

### 年頭の挨拶

新年あけましておめでとようございませす。

2024年、年頭に当たり、組合員の皆様に対し、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

2024年といえば、干支は「甲辰」です。辰は十二支の中では唯一の架空の生物であり、大自然の躍動を象徴しています。「龍が現れるとめでたいことが起こる」と古くから伝えられてきました。甲は、優勢であることを表し、まっすぐに堂々とそり立つ大木を表しているといわれます。甲辰には、「成功という芽が成長していき、姿を整えていく」といったまさに縁起の良い年を象徴しています。

数年間、見えない敵コロナウイルスの恐怖からウィズコロナの時代へと変化し、明るい兆しが見え始めていますが、気候変動や戦争によって、生活物資や食料品の値上げは収まるどころか、今も歯止めはかかっていません。

まずは、日本の港湾労働者全体の賃金の引き上げが重要な課題です。賃金が低い産業は見向きもされない時代になっていきます。大幅な賃上げこそが、全国港湾労働組合連合会に結集した各労働組合の使命であります。当然のことながら、港湾を含む物流産業は圧倒的に弱い立場であることは理解しています。物価が上がれば、その分、賃金が上がらなければ実質賃金は低下の一途を辿るばかりです。だからこそ、港湾産業を輝けるものとす

べく、港湾労使が真摯に向き合い、関係する荷主すべての方々に協力を願う一歩を踏み出す年としたい。

現在の港湾は、人手不足による時間外労働に対して、事業者も労働者も頼りすぎているように感じている。かといって、時間外労働はもはや生活するための賃金の一部となっていることも否定できない。悩ましい問題であるが、休日労働や年末年始例外荷役に対し、今年も議論を深めていきたい。

日本は、労働力人口が減少していることは事実です。かと言って、日本国内に若者労働者がいなくなったわけではなく、私が若いころは、多少仕事はきつとも、世間並み以上の賃金は保障され、港湾労働は魅力ある産業であったと思う。いまでも大型クレーンを操作する労働者を見れば、絶対に魅力ある職業だと自信を持って言える。単なる人手不足からどうしようではなく、魅力ある港湾労働を確立し発信して、若者が日本の港湾で働きたいと思われよう。産業にならなければならぬ。そのためには港湾労使が健全で対等な労使関係の中で議論を深めていくことが、重要な取り組みであると感じています。

結びに、2024年、新たな港湾の未来を切り拓くため、港湾産別労働運動を強化・発展させていく所存であります。組合員並びにご家族すべての皆さまのこの一年が輝かしい年となりますよう、ご祈念し、引く続きの団結強化をよろしくお願い申し上げます。

### シャモ樽

労働政策審議会では、このほど労災保険の特別加入制度の対象に企業に属していないフリーランス(個人事業主)を加えることが確認された。このことに対し、労災支援に携わる関係者が懸念を示している。▼労災保険とは仕事の原因で病気を患ったり、ケガをしたりした場合に、休業補償と療養補償を行う制度で労働者が対象となるが、委託や請負で働く個人事業主でも、指令命令を受けるなど就業実態が労働者と見なされれば、労災補償制度の対象となる。しかし、実際には委託や請負契約で申請し補償が認められるのは2割程度という狭き門である。▼10月に、業務委託契約で働くアマゾン配達員とカメランの労災支給を労働基準監督署が決定し、ニュースとなったことは記憶に新しい▼厚生労働省は、一人親方など個人事業主を対象にした労災保険特別加入制度の対象にフリーランスを加える方針でいる。労災保険は事業主負担であるが、特別加入は働き手が全額負担する。このことは、実際は労働者なのに業務委託や請負に偽装されたフリーランスの問題が封じ込められ特別加入に誘導される懸念がある。労災など保護規制の規定は過去40年間変更されていないことから、時代の変化に合わせた見直しが必要だと思ふ。